

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に、教育基本法が改正され、国においては、21 世紀を切り拓く心豊かでたくましい人の育成を目指し、現在、教育基本法の理念を踏まえた諸改革が進められています。

この法改正により、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、平成 20 年 7 月に教育振興基本計画が策定されており、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参照しつつ、その地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとされています。

本市では、「第 5 次江別市総合計画^{※1}」や「江別市教育行政推進計画^{※2}」などにより、教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、急激に進むグローバル化や少子高齢化、高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化、地域とのつながりの希薄化など社会情勢が変化しています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災におけるつらい経験を通して、大きな困難に直面しても諦めることなく自ら行動する力や互いに支え合う大切さなどに関わる教育の在り方について、多くの教訓が得られたところです。

国においては、このような急速に進行する社会の変化などに対応するため、第 2 期教育振興基本計画を平成 25 年 6 月に策定しています。

北海道においては、北海道教育推進計画の施策項目の計画期間が平成 24 年度までの 5 年間であることから、北海道教育推進計画（改訂版）を平成 25 年 3 月に策定しています。

これまで次代を担う人材の育成を目指し、学校教育の着実な推進に努めてきましたが、これからの中社会や時代の変化に対応できる人づくりの視点に立った教育行政をこれまで以上に展開していく必要があります。

こうしたことから、江別市教育委員会では、本市の学校教育の一層の充実と発展に向けて、今後 5 年間の学校教育における目標や施策の方向性を示す江別市学校教育基本計画を策定いたしました。

※1 第 5 次江別市総合計画

平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間の江別市のまちづくりの指針となった計画。まちづくりのビジョンを示す「基本構想」とそのビジョンを達成するための目標や取組を示す「前期・後期の基本計画」で構成されている。

※2 江別市教育行政推進計画

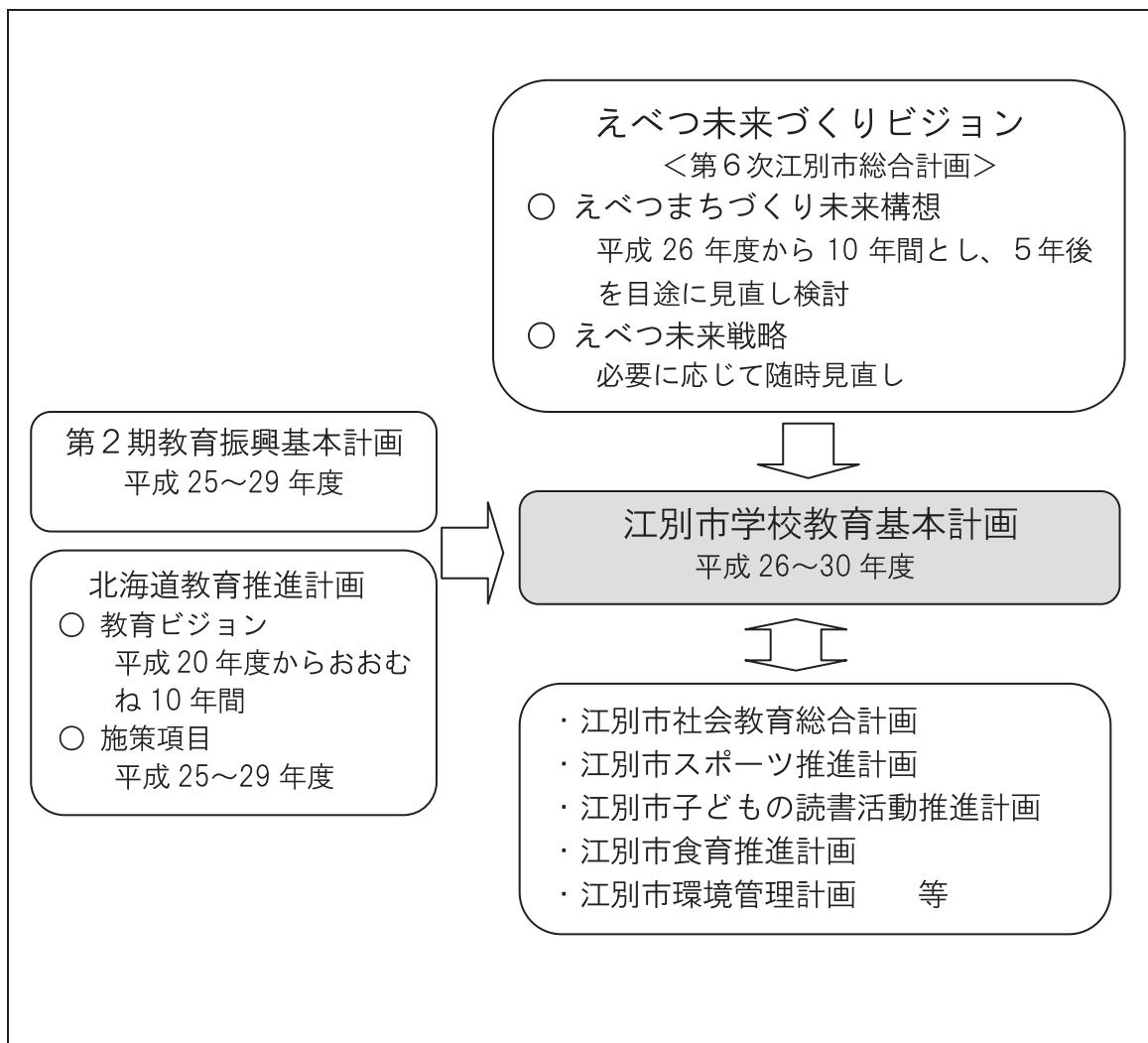
江別市の教育課題を的確に把握し、より効果的な教育行政を推進するために、毎年度、策定している計画。この計画により教育に関する施策、事業の執行を行う。

2 計画の範囲

江別市教育委員会の所管する学校教育に関する計画とします。

3 計画の位置づけ

- ・ この計画は、第6次江別市総合計画の基本方針06-02「子どもの教育の充実」との整合を図り、その個別計画として位置づけ、他の計画と連携を図りながら施策を推進します。
- ・ 国の「第2期教育振興基本計画」及び「北海道教育推進計画」を参照し策定しました。



4 計画の対象期間

江別市学校教育基本計画の対象期間は、平成 26 年度～平成 30 年度の 5 年間とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、隨時計画の見直しを行います。